

出版健保4管発第8号
令和4年9月26日

事業主各位

出版健康保険組合
理事長 高井 昌史
(公印省略)

健康保険事務取扱の一部改正について

時下、ますますのご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年10月1日から健康保険法等の一部が改正されることにより事務の取扱いが変更になりますので、下記のとおりご案内いたします。

1. 短時間労働者の資格要件の拡大について

(1) 特定適用事業所の要件

特定適用事業所における事業所規模要件の見直しにより、従業員数が常時500人を超える事業所から、常時100人を超える事業所に引き下げられます。令和6年10月からは、さらに常時50人を超える事業所に引き下げられます。
※特定適用事業所に該当する事業所は、日本年金機構より特定適用事業所に該当する旨のお知らせが送付されます。

(2) 雇用期間要件の廃止

短時間労働者の適用要件「雇用期間が1年以上見込まれること」から、通常の被保険者資格取得要件と同様の「2カ月を超えて見込まれること」になります。

【要件早見表】

対象	要件	平成28年10月～ (現行)	令和4年10月～ (改正)	令和6年10月～ (改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間 労働者	労働時間	1週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	雇用期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して 2カ月を超えて 使用される見込み	継続して 2カ月を超えて 使用される見込み
	適用除外	学生	変更なし	変更なし

特定適用事業所（令和4年10月以降新たに特定適用事業所に該当する事業所を含む）で、令和4年10月から上記要件に該当し、新たに被保険者となる従業員がいる場合は「被保険者資格取得届」及び「特定適用事業所該当通知書（写し）」等の提出が必要です。

(3) 任意特定適用事業所について

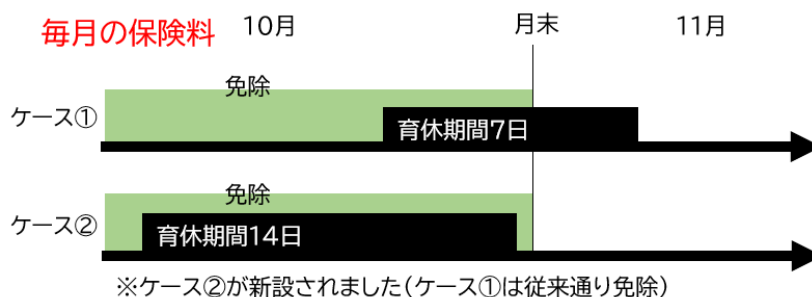
従業員数が常時100人以下の事業所においても、労使合意により事業主が適用拡大を行う旨の申出を行った場合、任意特定適用事業所となり、使用される短時間労働者を被保険者として適用することができます。

2. 育児休業等期間中にかかる保険料免除の取扱いについて

(1) 標準報酬月額に係る保険料の免除基準について

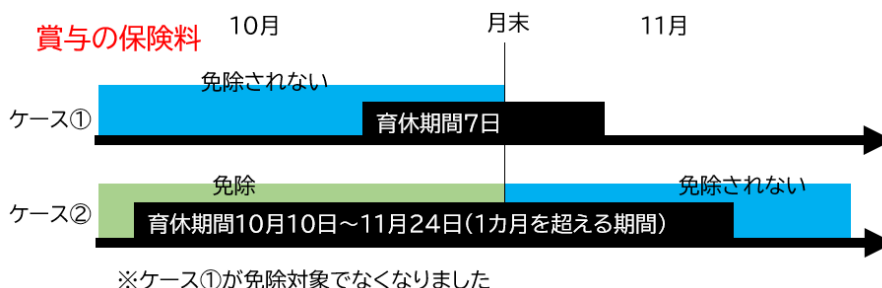
育児休業等開始日の属する月と当該育児休業等終了日の翌日が属する月が異なる場合、育児休業等開始日の属する月を保険料の免除期間の始期とし、育児休業等終了日の翌日の属する月の前月を免除期間の終期としております。

これに加え、育児休業等開始日の属する月と育児休業等終了日の翌日が属する月とが同一で、当該月における育児休業等の日数が14日以上である場合は、当該月の保険料が免除されます。



(2) 標準賞与額に係る保険料の免除基準について

1月を超える育児休業等を取得している場合に限り、保険料免除の対象となります。



なお、保険料免除取扱いの変更に伴い、「育児休業等取得者申出書（新規・延長）/終了届」の様式が変わりますが、当分の間、現様式にて申請を行うことができます。新様式（別添参照）については、準備が整い次第、ホームページに掲載いたします。

3. 公金受取口座を活用した保険給付等について

(1) 概要

公的給付支給等口座登録は、国民が金融機関に保有している預貯金口座を、公的給付等を受け取るための口座として、マイナポータル等において事前に国へ登録することにより、行政機関等で実施している各給付手続き等に活用できる制度となっております。

そのため、健康保険法に係る保険給付等についても、被保険者等が申請手続きの際に、金融機関名称や口座番号等を記載することなく、公金受取口座を利用する意思を示すだけで受給することが可能となります。

(2) 対象となる保険給付等

被保険者等が申請する健康保険法第 52 条の保険給付、同法第 53 条の付加給付並びに任意継続被保険者及び特例退職被保険者の保険料の還付が対象となります。

各種給付申請書類に公金受取口座を受取口座として利用する旨の意思表示欄を追加します。新様式については、準備が整い次第、ホームページに掲載いたします。

なお、社会保険診療報酬支払基金からの診療報酬明細書により当組合において算出している高額療養費及び一部負担還元金・家族療養費付加金の支給は、事業所に在職中の方については現行どおり事業主が指定する保険給付金振込口座へ支給いたします。

また、埋葬料等の申請に関して、申請者が当組合の加入者ではない場合は、公金受取口座の照会ができないため、従来通り申請者の振込口座を記入してください。

(3) 当組合の運用開始時期

システム改修等の準備が整い次第、ホームページで案内いたします。

お問い合わせ先 業務部 適用課 TEL：03-3292-5005
給付課 TEL：03-3292-5006
大阪支部 業務課 TEL：06-6944-4300